



丹波篠山市 出産祝金



お子様の誕生を祝福するとともに、次代を担うお子様の健やかな成長を願い、出産祝金を支給します。

【支給対象児】

令和8年4月1日以降に出生し、出生日と丹波篠山市の住民となった日が同一日の第3子以降の子ども

【支給額】

第3子以降：20万円

【支給要件】

支給対象児の保護者で、以下の全てに該当する方

- ① 子どもの出生時に、丹波篠山市に住民登録がある方
- ② 出産後も引き続き、出生児とともに丹波篠山市に定住する意思のある方
- ③ 第3子以降の子どもの他に、子ども（※）を2人以上養育されている方
（※）18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（高校卒業まで）の子ども
- ④ 市税または国民健康保険税に滞納がない方
- ⑤ 申請者や配偶者、申請者の属する世帯の他の世帯員に暴力団員がいない、また密接な関係を有しない方

【申請に必要なもの】

- ☆ 申請書（社会福祉課、各支所に備え付け）
- ☆ 振込先口座のわかるものの写し ☆ 印鑑

【申請期限】

出生の日の属する年度の3月31日まで

